規程変更報告書

以下は、ユーザーのリクエスト「コアタイムを8:30-16:30に変更」に基づき、関連する規程を確認し、必要に応じて改定した内容をまとめた報告書です。

1. 改定された規程

以下の規程について、コアタイムの変更を反映しました。

規程名	変更前	変更後
フレックスタイム制に 関する労使協定書	(コアタイム) 第5条 コアタイムとして労働しなければならない時間帯は、 午前11時から午後3時までとする。	(コアタイム) 第5条 コアタイムとして労働しなければならない時間帯は、 午前8時30分から午後4時30分までとする。
就業規則	第26条 フレックスタイム制 第23条の規定にかかわらず、社員の過半数 を代表する者との間で労使協定を締結し、 始業および終業の時刻を社員の自主的決定に 委ねることとした場合、全部または一部の者 について フレックスタイム制により勤務させることが ある。	第26条フレックスタイム制第23条の規定にかかわらず、社員の過半数を代表する者との間で労使協定を締結し、始業および終業の時刻を社員の自主的決定に委ねることとした場合、全部または一部の者についてフレックスタイム制により勤務させることがある。この場合、コアタイムは午前8時30分から午後4時30分までとする。
パートタイム社員就業 規則	(勤務時間) 第23条 パート社員の始業・終業の時刻および休憩時間は原則として次のとおりとし、 個別の雇用契約において定めるものとする。 始業時刻:午前9時00分 終業時刻:午後5時00分 休憩時間:正午より1時間	(勤務時間) 第23条 パート社員の始業・終業の時刻および休憩時間は原則として次のとおりとし、 個別の雇用契約において定めるものとする。 始業時刻:午前8時30分 終業時刻:午後4時30分 休憩時間:正午より1時間
1 年単位の変形労働時 間制に関する労使協定 書		2. 1日の所定労働時間は、7時間30分とし、 始業時刻: 8時30分 終業時刻: 16時30分 休憩時間: 12時00分~13時00分

2. 更新が不要であった規程とその理由

以下の規程については、コアタイム変更の影響がなく、更新不要と判断しました。

規程名	理由
時間外労働休日労働に関する労使 協定届(三六協定)	コアタイムに関する記載がなく、変更の必要性が見受けられませんでした。
在宅勤務規程	コアタイムに関する具体的な規定が記載されていなかったため、更新不要と判断 しました。
事業場外みなし労働時間制に関す る労使協定書	特定のコアタイムが直接影響を受ける内容ではないため、変更不要です。
専門業務型裁量労働制に関する労 使協定書	裁量労働制の特性上、コアタイムの設定が該当しないため、変更不要と判断しました。
1 年単位の変形労働時間制に関す る労使協定届	コアタイムに関する具体的な記載がなく、変更の必要性が確認されませんでし た。
育児・介護休業等に関する規程 一方本 カウオ	コアタイムに関連する記載が見当たらず、変更不要と判断しました。 コアタイムに関する具体的な記載がなかったため、変更の必要がありませんでし
協定書	た。

3. 確認したファイル一覧

・労使協定/フレックスタイム制に関する労使協定書_03.docx - 更新済

- ·01_就業規則.docx 更新済
- ・16 パートタイム社員就業規則.docx 更新済

- ・03_育児・介護休業等に関する規程 更新不要 ・一斉休憩の適用除外に関する労使協定書 更新不要